

一般廃棄物処理施設の維持管理状況の情報の公表

令和5年度

設置者名	弟子屈町
施設名称	弟子屈町廃棄物処理施設
設置場所	弟子屈町字美留和147番 5

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づき、維持管理に関する情報を公表します。

（一般廃棄物処理施設の維持管理等）

法第八条の三第二項 第八条第一項の許可（同条第四項に規定する一般廃棄物処理施設に係るものに限る。）を受けた者は、当該許可に係る一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び当該一般廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報であつて環境省令で定める事項について、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

I 廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

別紙のとおり

II 廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報

下のとおり

目次

- 1 受け入れた廃棄物の種類及び量
- 2 埋立した廃棄物の種類及び量
- 3 最終処分場維持管理状況
- 4 最終処分場残余容量の測定
- 5 最終処分場周辺の地下水、浸出水処理施設の放流水の水質測定の記録等
 - (1) 地下水観測井（下流）
 - (2) 地下水観測井（上流）
 - (3) 放流水採取口

1 受け入れた廃棄物の種類及び量

単位 : kg

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計				
家庭ごみ	可燃ごみ	収集ごみ	67,370	81,040	75,840	75,630	89,590	76,480	78,410	70,430	71,920	70,510	59,730	67,100	884,050		
	可燃ごみ	搬入ごみ	15,420	19,100	17,830	17,320	15,450	16,770	18,890	14,260	13,640	6,190	10,140	9,870	174,880		
		小計	82,790	100,140	93,670	92,950	105,040	93,250	97,300	84,690	85,560	76,700	69,870	76,970	1,058,930		
	不燃ごみ	収集ごみ	7,220	8,430	7,210	6,040	6,550	7,010	7,400	7,110	6,260	5,690	4,870	6,020	79,810		
		搬入ごみ	14,430	17,580	20,190	9,640	10,630	15,260	15,730	16,860	18,850	3,820	5,850	8,070	156,910		
		小計	21,650	26,010	27,400	15,680	17,180	22,270	23,130	23,970	25,110	9,510	10,720	14,090	236,720		
	粗大ごみ		680	1,290	620	1,330	750	3,090	530	870	1,280	140	890	980	12,450		
	ごみ	古紙類	ダンボール	14,170	28,860	21,990	23,560	18,860	18,960	38,310	21,230	19,350	39,880	14,390	26,490	286,050	
			新聞	0	0	6,460	0	8,220	0	7,760	0	9,510	0	9,850	0	41,800	
			雑誌	6,640	16,060	6,750	0	7,140	6,220	0	6,260	7,100	0	6,090	6,860	69,120	
			紙パック	0	0	0	0	454	0	0	0	360	0	0	0	814	
			小計	20,810	44,920	35,200	23,560	34,674	25,180	46,070	27,490	36,320	39,880	30,330	33,350	397,784	
		ガラス類	無色びん	0	0	0	0	0	0	10,870	0	0	0	0	0	10,870	
			茶色びん	0	12,020	0	0	0	0	0	13,030	0	0	0	0	25,050	
			その他びん	0	0	0	0	0	0	0	10,470	0	0	0	0	10,470	
			小計	0	12,020	0	0	0	0	10,870	23,500	0	0	0	0	46,390	
		金属類	スチール缶	0	1,380	0	0	0	2,120	0	0	1,910	0	0	0	1,390	6,800
			アルミ缶	0	4,960	0	0	0	6,200	0	0	5,920	0	0	0	4,550	21,630
			金属スクラップ	8,150	8,640	7,030	7,440	7,730	4,700	8,550	4,610	10,630	4,500	5,180	4,740	81,900	
			小計	8,150	14,980	7,030	7,440	7,730	13,020	8,550	4,610	18,460	4,500	5,180	10,680	110,330	
	プラスチック類	ペットボトル	0	0	4,700	0	6,880	6,480	0	0	6,590	0	0	0	0	24,650	
		発泡スチロール	0	0	342	0	0	0	0	0	372	0	0	0	379	1,093	
		その他	5,430	3,730	5,510	1,930	5,550	5,530	5,510	3,570	5,220	5,250	3,430	5,160	55,820		
		小計	5,430	3,730	10,552	1,930	12,430	12,010	5,510	3,570	12,182	5,250	3,430	5,539	81,563		
	み	布類	220	0	213	186	0	219	0	0	0	183	0	0	0	1,021	
		使用済小型家電	0	0	3,835	0	0	0	0	0	3,662	1,327	0	0	0	8,824	
		有害ごみ	乾電池	0	0	0	0	0	3,020	0	0	0	0	0	0	3,020	
			蛍光管	0	0	0	0	0	1,200	0	0	0	0	0	0	1,200	
		小計	0	0	0	0	0	4,220	0	0	0	0	0	0	4,220		
		計	34,610	75,650	56,830	33,116	54,834	54,649	71,000	59,170	70,624	51,140	38,940	49,569	650,132		
		合計	139,730	203,090	178,520	143,076	177,804	173,259	191,960	168,700	182,574	137,490	120,420	141,609	1,958,232		
		累計	139,730	342,820	521,340	664,416	842,220	1,015,479	1,207,439	1,376,139	1,558,713	1,696,203	1,816,623	1,958,232			
	事業系み	可燃ごみ	52,610	61,760	62,230	70,620	80,110	62,800	68,030	56,170	54,390	43,430	52,620	52,630	717,400		
		不燃ごみ	15,280	11,800	15,570	11,150	7,510	14,310	13,460	19,930	17,470	2,940	6,730	7,160	143,310		
		合計	67,890	73,560	77,800	81,770	87,620	77,110	81,490	76,100	71,860	46,370	59,350	59,790	860,710		
		累計	67,890	141,450	219,250	301,020	388,640	465,750	547,240	623,340	695,200	741,570	800,920	860,710			
総合計			207,620	484,270	740,590	965,436	1,230,860	1,481,229	1,754,679	1,999,479	2,253,913	2,437,773	2,617,543	2,818,942	18,992,334		
累計			207,620	691,890	1,432,480	2,397,916	3,628,776	5,110,005	6,864,684	8,864,163	11,118,076	13,555,849	16,173,392	18,992,334			

2 埋立した廃棄物の種類及び量 単位 : kg

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
不燃ごみ	18,300	21,520	22,300	5,340	9,750	24,090	19,510	27,370	23,550	4,490	8,160	11,550	195,930

3 最終処分場維持管理状況 ※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令に基づく維持管理

維持管理の状況		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	関係法令
擁壁等	点検日	4月28日	5月31日	6月30日	7月31日	8月31日	9月29日	10月31日	11月30日	12月29日	1月31日	2月29日	3月29日	第1条第2項第7号
	異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	
	必要な措置を講じた日													
	措置の内容													
遮水工	点検日	4月28日	5月31日	6月30日	7月31日	8月31日	9月29日	10月31日	11月30日	12月29日	1月31日	2月29日	3月29日	第1条第2項第9号
	異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	
	必要な措置を講じた日													
	措置の内容													
調整池	点検日	4月28日	5月31日	6月30日	7月31日	8月31日	9月29日	10月31日	11月30日	12月29日	1月31日	2月29日	3月29日	第1条第2項第13号
	異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	
	必要な措置を講じた日													
	措置の内容													
浸出液処理設備	点検日	4月28日	5月31日	6月30日	7月31日	8月31日	9月29日	10月31日	11月30日	12月29日	1月31日	2月29日	3月29日	第1条第2項第14号口
	異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	
	必要な措置を講じた日													
	措置の内容													
浸出液処理設備に設けられた導水管又は配管の防凍措置	点検日	4月28日	5月31日	6月30日	7月31日	8月31日	9月29日	10月31日	11月30日	12月29日	1月31日	2月29日	3月29日	第1条第2項第14号の2
	異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	
	必要な措置を講じた日													
	措置の内容													

4 最終処分場残余容量の測定 ※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令に基づく残余容量の測定 単位 : m³

維持管理の状況	点検頻度	測定年月日	埋立容量	埋立済容量	残余容量	関係法令
残余容量	年1回	3月31日	55,000	24,249	30,751	第1条第2項第19号

5 最終処分場周辺の地下水、浸出水処理施設の放流水の水質測定の記録等

(1) 地下水観測井（下流） 採水場所： 弟子屈町字美留和147番5

①毎月検査

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採取した日	4月12日	5月25日	6月7日	7月5日	8月9日	9月6日	10月11日	11月8日	12月6日	1月10日	2月7日	3月6日
結果の得られた日	4月21日	6月7日	6月16日	7月24日	8月21日	9月19日	10月24日	12月1日	12月19日	1月23日	2月19日	3月18日
塩化物イオン	4	4	4	4	6	4	4	4	4	4	4	4
電気伝導率	8.6	8.6	8.4	8.4	9.4	8.7	7.2	8.4	9.7	9.4	9.2	8.9
異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
必要な措置を講じた日												
講じた措置の内容												

②年2回検査その1

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第1条第2項第10号口及び第1条第2項第11号

項目	1回目	2回目	項目	1回目	2回目	項目	1回目	2回目
採取した日	7月5日	11月8日	トリクロロエチレン	< 0.001	< 0.001	チウラム	< 0.0006	< 0.0006
結果の得られた日	7月24日	12月5日	テトラクロロエチレン	< 0.001	< 0.001	シマジン	< 0.0003	< 0.0003
アルキル水銀	< ND(0.0005)	< ND(0.0005)	ジクロロメタン	< 0.002	< 0.002	チオベンカルブ	< 0.002	< 0.002
総水銀	< 0.0005	< 0.0005	四塩化炭素	< 0.0002	< 0.0002	ベンゼン	< 0.001	< 0.001
カドミウム	< 0.0003	< 0.0003	1,2-ジクロロエタン	< 0.0004	< 0.0004	セレン	< 0.001	< 0.001
鉛	< 0.001	< 0.001	1,1-ジクロロエチレン	< 0.01	< 0.01	1,4-ジオキサン	< 0.005	< 0.005
六価クロム	< 0.005	< 0.005	1,2-ジクロロエチレン	< 0.004	< 0.004	塩化ビニルモノマー	< 0.0002	< 0.0002
砒素	< 0.002	< 0.002	1,1,1-トリクロロエタン	< 0.001	< 0.001	異常の有無	無	無
全シアン	< ND(0.1)	< ND(0.1)	1,1,2-トリクロロエタン	< 0.0006	< 0.0006	必要な措置を講じた日		
ポリ塩化ビフェニル	< ND(0.0005)	< ND(0.0005)	1,3-ジクロロプロパン	< 0.0002	< 0.0002	講じた措置の内容		

③年2回検査その2

※ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令

項目	内容		項目	内容		項目	1回目	2回目
採取した日	7月5日	11月8日	ダイオキシン類	0.12	0.12	必要な措置を講じた日		
結果の得られた日	8月7日	12月6日	異常の有無	無	無	講じた措置の内容		

(2) 地下水観測井（上流）

採水場所：弟子屈町字美留和147番5

①毎月検査

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採取した日	4月12日	5月25日	6月7日	7月5日	8月9日	9月6日	10月11日	11月8日	12月6日	1月10日	2月7日	3月6日
結果の得られた日	4月21日	6月7日	6月16日	7月24日	8月21日	9月19日	10月24日	12月1日	12月19日	1月23日	2月19日	3月18日
塩化物イオン	6	7	6	6	6	6	5	5	5	5	5	5
電気伝導率	8.6	8.1	8.2	8.5	8.7	8.6	8.3	8.4	8.6	9.0	8.8	8.6
異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
必要な措置を講じた日												
講じた措置の内容												

②年2回検査その1

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第1条第2項第10号口及び第1条第2項第11号

項目	1回目	2回目	項目	1回目	2回目	項目	1回目	2回目
採取した日	7月5日	11月8日	トリクロロエチレン	< 0.001	< 0.001	チウラム	< 0.0006	< 0.0006
結果の得られた日	7月24日	12月5日	テトラクロロエチレン	< 0.001	< 0.001	シマジン	< 0.0003	< 0.0003
アルキル水銀	< ND(0.0005)	< ND(0.0005)	ジクロロメタン	< 0.002	< 0.002	チオベンカルブ	< 0.002	< 0.002
総水銀	< 0.0005	< 0.0005	四塩化炭素	< 0.0002	< 0.0002	ベンゼン	< 0.001	< 0.001
カドミウム	< 0.0003	< 0.0003	1,2-ジクロロエタン	< 0.0004	< 0.0004	セレン	< 0.001	< 0.001
鉛	< 0.001	< 0.001	1,1-ジクロロエチレン	< 0.01	< 0.01	1,4-ジオキサン	< 0.005	< 0.005
六価クロム	< 0.005	< 0.005	1,2-ジクロロエチレン	< 0.004	< 0.004	塩化ビニルモノマー	< 0.0002	< 0.0002
砒素	< 0.002	< 0.002	1,1,1-トリクロロエタン	< 0.001	< 0.001	異常の有無	無	無
全シアン	< ND(0.1)	< ND(0.1)	1,1,2-トリクロロエタン	< 0.0006	< 0.0006	必要な措置を講じた日		
ポリ塩化ビフェニル	< ND(0.0005)	< ND(0.0005)	1,3-ジクロロプロペン	< 0.0002	< 0.0002	講じた措置の内容		

③年2回検査その2

※ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令

項目	内容		項目	内容		項目	1回目	2回目
採取した日	7月5日	11月8日	ダイオキシン類	0.086	0.066	必要な措置を講じた日		
結果の得られた日	8月7日	12月6日	異常の有無	無	無	講じた措置の内容		

(3) 放流水採取口

採水場所：弟子屈町字美留和147番5

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第1条第2項第10号ハ及び第1条第2項第11号

① 毎月検査項目

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採取した日	4月12日	5月25日	6月7日	7月5日	8月9日	9月6日	10月11日	11月8日	12月6日	1月10日	2月7日	3月6日
結果の得られた日	4月21日	6月7日	6月16日	7月24日	8月21日	9月19日	10月24日	12月1日	12月19日	1月23日	2月19日	3月18日
水素イオン濃度（水素指数）	7.6	7.6	7.6	7.7	7.9	7.7	7.8	8.0	7.9	7.7	7.8	7.3
生物化学的酸素要求量	0.7	0.6	0.6	0.6	1.4	0.9	< 0.5	< 0.5	< 0.5	0.5	0.5	< 0.5
化学的酸素要求量	7.5	8.7	8.2	6.7	6.1	6.2	3.5	7.6	7.4	7.8	6.2	6.7
浮遊物質量	< 1	< 1	< 1	< 1	< 1	< 1	< 1	< 1	< 1	< 1	1	1.0
窒素含有量	4.2	4.3	4.3	4.9	3.1	3.7	1.4	3.9	2.4	3.6	4.2	3.7
異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
必要な措置を講じた日												
講じた措置の内容												

② 年2回検査その1

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第1条第2項第10号口及び第1条第2項第11号

項目	1回目	2回目	項目	1回目	2回目	項目	1回目	2回目
採取した日	7月5日	11月8日	1,2-ジクロロエタン	< 0.004	< 0.004	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類）	< 0.5	< 0.5
結果の得られた日	7月24日	12月5日	1,1-ジクロロエチレン	< 0.02	< 0.02	フェノール類含有量	< 0.1	< 0.1
アルキル水銀化合物	< ND(0.0005)	< ND(0.0005)	シス-1,2-ジクロロエチレン	< 0.04	< 0.04	銅含有量	< 0.01	< 0.01
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	< 0.0005	< 0.0005	1,1,1-トリクロロエタン	< 0.03	< 0.03	亜鉛含有量	< 0.01	< 0.01
カドミウム及びその化合物	< 0.003	< 0.003	1,1,2-トリクロロエタン	< 0.006	< 0.006	溶解性鉄含有量	< 0.3	< 0.3
鉛及びその化合物	< 0.001	< 0.001	1,3-ジクロロプロペン	< 0.002	< 0.002	溶解性マンガン含有量	< 0.1	< 0.1
有機燐化合物	< 0.1	< 0.1	チウラム	< 0.006	< 0.006	クロム含有量	< 0.005	< 0.005
六価クロム化合物	< 0.005	< 0.005	シマジン	< 0.003	< 0.003	大腸菌群数	< 0	< 0
砒（ひ）素及びその化合物	< 0.01	< 0.01	チオベンカルブ	< 0.02	< 0.02	燐含有量	0.49	0.24
シアノ化合物	< 0.1	< 0.1	ベンゼン	< 0.01	< 0.01	1,4-ジオキサン	< 0.05	< 0.05
ポリ塩化ビフェニル	< 0.0005	< 0.0005	セレン及びその化合物	< 0.01	< 0.01	異常の有無	無	無
トリクロロエチレン	< 0.01	< 0.01	ほう素及びその化合物	0.39	0.44	必要な措置を講じた日		
テトラクロロエチレン	< 0.01	< 0.01	ふつ素及びその化合物	< 0.08	< 0.08	講じた措置の内容		
ジクロロメタン	< 0.02	< 0.02	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	3.1	2.7			
四塩化炭素	< 0.002	< 0.002	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類）	< 0.5	< 0.5			

③ 年2回検査その2

※ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令

項目	内容		項目	内容		項目	1回目	2回目
採取した日	7月5日	11月8日	ダイオキシン類	0.00030	0.000039	必要な措置を講じた日		
結果の得られた日	8月7日	12月6日	異常の有無	無	無	講じた措置の内容		